

米沢市地域医療を守り育てる条例（案）の概要

1 条例の目的

この条例は、本市の地域医療を守り育て、良好な地域医療体制を構築するための基本理念を定め、市民、医療機関、事業者、地域団体及び本市が果たすべき役割等について明らかにすることにより、市民が安心して住み慣れた地域で良質な医療を受けることができる体制を確保することを目的としています。

2 条例の基本理念

地域医療は、市民の健康長寿を実現する上でかけがえのないものであり、将来にわたって安心して医療が受けられる地域医療体制を構築するため、市民、医療機関、事業者、地域団体及び市が一体となって地域全体で守り育てなければなりません。

3 市民の役割

地域医療を守り育てるための市民の取組内容を定めます。

- (1) 医療機関がそれぞれの役割に応じた機能を分担していることを理解し、自己の病状に応じた適切な医療機関を選択するよう心掛けるとともに、診療時間内に受診し、緊急の場合を除いて安易な夜間又は休日の受診を控えましょう。
- (2) かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持ちましょう。
- (3) 受診等に当たっては、医師、看護師その他の医療の担い手が市民の命と健康を守る役割を担っていることを理解し、信頼関係の構築を心掛けるとともに、自らの健康の回復を図りましょう。
- (4) 自らの健康長寿を推進するため、健診及び検診を積極的に受診するとともに、食生活や運動など良好な生活習慣に留意し、日頃から自己の健康管理と健康づくりを行いましょう。
- (5) そのほか、市が実施する地域医療を守るための施策及び市民の健康長寿を推進するための施策に協力し、積極的に参画しましょう。

4 医療機関の役割

地域医療を守り育てるための医療機関の取組内容を定めます。

- (1) 医師及び看護師を始めとした医療の担い手の確保及び育成を図るとともに、良好な勤務環境を保持するよう努めましょう。
- (2) 医療機関相互の機能分担及び業務連携を進めるとともに、保健及び福祉との連携を図り、地域医療体制の確保に努めましょう。
- (3) 患者の立場を理解し、健康管理、病気等に関する相談及び助言を行うとともに、良質な医療と診療情報の提供を行い、患者との信頼関係を築くよう努めましょう。
- (4) そのほか、本市が実施する地域医療を守るための施策及び市民の健康長寿を推進するための施策に協力するよう努めましょう。

5 米沢市立病院の役割

米沢市立病院に関しては、市民の健康保持に必要な医療を提供するために設立された医療機関であることから、上記4の医療機関の取組内容に加え、次の取組についても定めます。

- (1) 市民に信頼される病院として、医療サービスの向上を図り、健全な経営を行うよう努めます。
- (2) 救急医療の提供を24時間365日行うための救急受入体制の充実を進めるとともに、急性期医療及び高度で専門的な医療を担い、地域における医療水準の維持及び向上に寄与するよう努めます。
- (3) 地域医療における基幹的な医療機関として、他の医療機関と密接な連携を図ることにより、紹介患者の受け入れ及び逆紹介を行うよう努めます。

6 事業者及び地域団体の役割

地域医療を守り育てるための、市内で事業活動を行う事業者、営利を目的としない活動を行う団体の取組内容を定めます。

- (1) 事業者及び地域団体は、自らの従業員及び団体の構成員の健康づくりに必要な事業に取り組むよう努めましょう。

- (2) そのほか、市が実施する地域医療を守るための施策及び市民の健康長寿を推進するための施策に協力し、積極的に参画するよう努めましょう。

7 市の役割

地域医療を守り育てるための、市が行う取組内容を定めます。

- (1) 医師及び看護師を始めとした医療の担い手の確保や育成支援を行います。
- (2) 救急医療体制の維持、整備及び支援を行います。
- (3) 山形県、関係大学、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、事業者、地域団体等との連携を図り、地域医療体制の整備を行います。
- (4) 市民に対する適正受診の啓発及び地域医療に関する情報提供を積極的に行い、健康及び医療に関する相談体制の充実を図ります。
- (5) そのほか、地域医療を守るための施策及び市民の健康長寿を推進するための施策を総合的に推進します。
- (6) 上記の施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。